

## 令和2年度 第5回

# 高知市高齢者保健福祉計画推進協議会

## 当日配付資料

- 1 高知市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）原案差替（P22, 126, 127）
- 2 高知市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）概要版（案）

日時：令和3年3月2日（火） 18:30～19:30

場所：本庁舎 6階 611・612・613

令和3年3月2日

「高知市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」差替

## 介護給付費通知の送付

指標名	第6期実績	第7期目標	第7期実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護給付費通知の送付回数	2回	2回 (各年度)	★2回	★2回	1回 (令和2年9月末時点)

## 適正化に関するシステムの活用

指標名	第6期実績	第7期目標	第7期実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
国民健康保険団体連合会システムからの出力帳票の内容確認実施率	一部実施	100% (各年度)	一部実施	一部実施	一部実施 (令和2年9月末時点)
事業者等への照会, ヒアリングの実施	2回 (各年度)	2回 (各年度)	★2回	★2回	1回 (令和2年9月末時点)

## 指導監査等の効果的な実施

指標名	第6期実績	第7期目標	第7期実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象事業所への実地調査実施率	100% (各年度)	100% (各年度)	93.0%	80.7%	77.8% (令和2年9月末時点)
集団指導等の実施回数	2回 (3年間)	1回以上 (各年度)	★1回	★1回	0回 (令和2年9月末時点)

【基準額の算出】

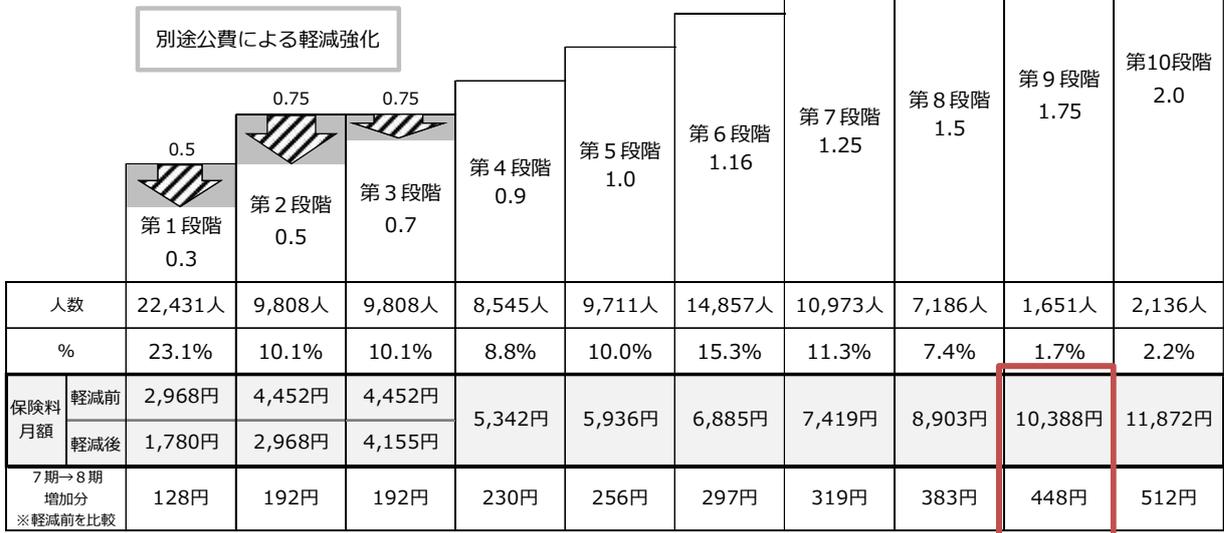
総賦課額①	19,707,999,395円
所得段階別加入割合補正後被保険者数②	276,658人
基準額（月額） …①/②/12	5,936円

【各所得段階別の人数・倍率・保険料】

【高知市】 第8期

※低所得者の段階別保険料軽減割合

	保険料基準額に対する割合	
第1段階	0.5	→ 0.3
第2段階	0.75	→ 0.5
第3段階	0.75	→ 0.7



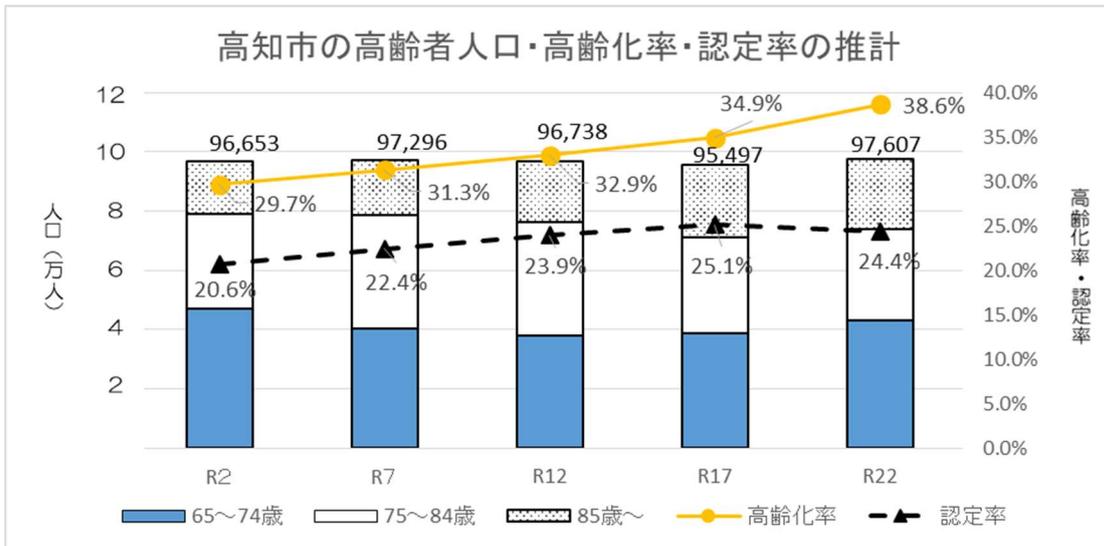
## 【所得段階区分と所得段階別保険料】

段階	対象者	倍率	保険料 (年額)	保険料 (月額)	第7期保険料 下段()は増加額
第1段階	・生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.5 ※軽減措置0.3	<b>35,610円</b> ※軽減後 21,360円	<b>2,968円</b> ※軽減後 1,780円	2,840円 (128円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の120万円以下の者	基準額×0.75 ※軽減措置0.5	<b>53,420円</b> ※軽減後 35,610円	<b>4,452円</b> ※軽減後 2,968円	4,260円 (192円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると120万円超の者	基準額×0.75 ※軽減措置0.7	<b>53,420円</b> ※軽減後 49,860円	<b>4,452円</b> ※軽減後 4,155円	4,260円 (192円)
第4段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.90	<b>64,100円</b>	<b>5,342円</b>	5,112円 (230円)
第5段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の者	基準額×1.00	<b>71,230円</b>	<b>5,936円</b>	5,680円 (256円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.16	<b>82,620円</b>	<b>6,885円</b>	6,588円 (297円)
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	<b>89,030円</b>	<b>7,419円</b>	7,100円 (319円)
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.50	<b>106,840円</b>	<b>8,903円</b>	8,520円 (383円)
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.75	<b>124,650円</b>	<b>10,388円</b>	9,940円 (448円)
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上の者	基準額×2.00	<b>142,460円</b>	<b>11,872円</b>	11,360円 (512円)

## 概要版 修正か所

### ● P 1

- 2 高齢者人口・高齢化率・認定率の将来推計のグラフ  
「高齢化率」と「認定率」表記が逆。正しくは、下記のグラフのとおり



### ● P 6

- 3 第1号被保険者の第8期介護保険料

基準額（令和3（2021）～5（2023）年度）・・・月額 5,936 円

<第8期の第1号被保険者の所得段階別介護保険料一覧>

第9段階 保険料（月額） 10,388 円